

郷土四市の地域を結び、繋ぐ

公益社団法人 門真納税協会
(守口市・門真市・大東市・四條畷市)

税と繁栄

245号

2014年(平成26年)2月10日号
確定申告特別号

確定申告は、お早めに! e-Taxのご利用を

所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税は **3月17日(月)** までに

個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は **3月31日(月)** までに



新穂高ロープウェイより 撮影:竹之下 三生氏

会員一人が一人(一社が一社)を仲間に!!

—会員みんなで加入勧奨活動を展開しましょう。—

納税協会が「公益社団法人」としてより高い公益性を有した活動を継続するためには、1人(一社)でも多くの仲間を結集し、組織と財政基盤を強固にする必要があります。どうか会員の皆様方全員での加入勧奨にご支援ご協力をお願いいたします。

ご確認ください！

◎こんな方は確定申告の必要があります。

確定申告の義務がある人は、個人事業主の人、サラリーマンの方で年収が2000万円超の方、年末調整を行っている方で他に副収入のある人、不動産所得のある方、株取引を行っている方等です。個人事業主の方は収入額や経費、控除額などを元に自分で税金の申告を行わなければなりません。

サラリーマンの人は前年度の収入から予め毎月の給料から税金が天引きされています。また、払いすぎた税金を還付するには年末調整を12月に行います。

サラリーマンの人でも年収が2000万円を超える場合や、副収入がある方はその分を自分で確定申告しなければなりません。

また、年末調整で受けられない控除も自分で確定申告し、税金を還付することができます。

◎サラリーマンは、次のような場合には、原則として還付申告をすることができます。

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームの取得などをしたとき
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 特定支出控除の適用を受けるとき
- (7) 多額の医療費を支出したとき
- (8) 特定の寄附をしたとき

法律の改正により平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は
記帳と帳簿等の保存が必要です!!

《記帳・帳簿等の保存制度の対象者の方》

白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方から対象者が拡大されています。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。



事業者の方へ

消費税法改正等のお知らせ

総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込表示(総額表示)することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

※ 詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

国 税 庁

検 索

消費税(地方消費税を含む)の税率が
平成26年4月1日から8%になります。

※平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには...

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

納税協会の皆様へ

◆地区納税相談会場

会場	開催日程	受付時間
守口地区 守口門真商工会館(2階大集会室C)	2月27日(木)・28日(金)	9:30～11:30
門真地区 守口門真商工会館(2階大集会室C)	2月24日(月)・25日(火)・26日(水)	
大東地区 大東市立市民会館(3階中会議室)	2月18日(火)・19日(水)・20日(木)	13:00～15:00
四條畷地区 四條畷市商工会館(2階研修室)	2月24日(月)・25日(火)	

※会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。

※会場には、相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

公的年金等を受給されている方へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。(平成23年改正)

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下



例えば、給与の収入金額が85万円以下の場合が当てはまります。

【85万円(収入金額)－65万円(給与所得控除)＝20万円(給与所得金額)】

詳しい計算方法などについては、税務署にお尋ねください。

※ただし、①と②の両方に該当する場合でも、

所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

◆ご注意ください!!◆

所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

納税協会からのお知らせ

《個人事業者のための無料相談所の開設》

- 期 間：平成26年2月17日(月)～3月13日(木) ※土、日を除く。
※但し、2月23日と3月2日の日曜日に限り開設いたします。
- 受 付：午前10時～11時30分、午後1時～3時
- 会 場：公益社団法人門真納税協会 会議室
※会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
※申告相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。
公益社団法人 門真納税協会 TEL06-6908-0631

税務署からのお知らせ

平成25年分の門真税務署の**確定申告会場**は

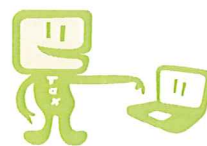
「**守口門真商工会館**」です。

- 場 所：守口門真商工会館(門真市殿島町6-4)
※会場の駐車場(有料)には限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 開設期間：平成26年2月4日(火)～平成26年3月17日(月)
※本年は、2月3日(月)は開設しておりませんのでご注意ください。
※土・日・祝日を除く。〔但し2月23日(日)・3月2日(日)は開設しております。〕
- 開設時間：午前9時～午後5時
※当会場においては、混雑状況や相談内容によって、申告書の作成等に時間を要しますので、**申告相談の受付を午後4時頃に終了**させていただく場合があります。
なお、申告書等の受付は午後5時まで行っております。

(注) この期間中は門真税務署庁舎内では**申告相談は行っておりません**。



e-Taxのご利用を!



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
0570-01-5901 (e-コクゼイ)